

職業訓練指導員免許職種と技能検定職種の対応表

(123 職種)

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾	染色科	染色	築炉科	れんが積み、築炉
造園科	造園	ニット科	ニット製品製造	畳科	畳製作
森林環境保全科	造園	洋裁科	婦人子供服製造	配管科	配管、浴槽設備施工
鉄鋼科	金属溶解	洋服科	紳士服製造	住宅設備機器科	配管、浴槽設備施工
鋳造科	金属溶解、鋳造、ダイカスト、粉末冶金	和裁科	和裁	さく井科	ウェルポイント施工、さく井
		寝具科	寝具製作	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
鍛造科	鍛造	帆布製品科	帆布製品製造		
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	縫製科	布はく縫製	造船科	鉄工
機械科	機械加工、放電加工、金型製作、工業彫刻、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、切削工具研削	木型科	木型製作	スレート科	スレート施工
		木工科	製材のこ目立て、木工機械整備、家具製作、建具製作、機械木工	インテリア科	内装仕上げ施工、表装
				床仕上げ科	内装仕上げ施工
木材工芸科	漆器製造	土木科	ウェルポイント施工、さく井		
構造物鉄工科	鉄工	竹工芸科	竹工芸	熱絶縁科	熱絶縁施工
塑性加工科	金属プレス加工、建築板金、工場板金、鉄工	紙器科	紙器・段ボール箱製造	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、建築図面製作、バルコニー施工
		製版・印刷科	製版、印刷		
金属表面処理科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理	製木科	製木	サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工
		プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形		
電子科	電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整	ガラス科	ガラス製品製造	化学分析科	化学分析
				公害検査科	化学分析
メカトロニクス科	電気機器組立て	ほうろう製品科	ほうろう加工	漆器科	漆器製造
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図	陶磁器科	陶磁器製造	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
		ブロック建築科	れんが積み、ブロック建築、ユーエルシーパネル施工	印章彫刻科	印章彫刻
自動車製造科	内燃機関組立て	石材科	石材施工、コンクリート積みブロック施工	表具科	表装
内燃機関科	内燃機関組立て			塗装科	塗装、塗料調色
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備			広告美術科	広告美術仕上げ
時計科	時計修理	麺科	製麺	義肢装具科	義肢・装具製作
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工、光学機器製造	パン・菓子科	パン製造、菓子製造	工業包装科	工業包装
		食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	写真科	写真
光学機器科	光学機器製造	水産物加工科	水産練り製品製造	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
理化学機器科	家庭用電気治療器調整	発酵科	みそ製造、酒造	建築物設備管理科	ビル設備管理
製材機械科	切削工具研削、製材のこ目立て	屋根科	かわらぶき	日本料理科	調理
縫製機械科	縫製機械整備	建築科	建築大工、枠組壁建築、建築図面製作、バルコニー施工、サッシ施工	中国料理科	調理
建設機械科	建設機械整備			西洋料理科	調理
農業機械科	農業機械整備	建築板金科	建築板金	フラワー装飾科	フラワー装飾
冷凍空調機器科	冷凍空調調和機器施工	とび科	とび	防水科	防水施工
織機調整科	織機調整	左官・タイル科	左官、タイル張り		

その他の免許職種

溶接科、コンピュータ制御科、発変電設科、送配電科、電気工事科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、計測機器科、織布科、レザー加工科、プレハブ建築科、測量科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、デザイン科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、臨床検査科、情報処理科、フォークリフト科、福祉工学科

令和4年度

職業訓練指導員講習(48時間講習)のご案内

【目的】

この講習は、一定の資格を有する技能者で職業訓練指導員免許の取得を希望する方々を対象に、職業能力開発促進法に基づき職業訓練指導員として必要な知識および指導技法等に関する能力を付与するために行うものです。

講習修了者には、別途本人の申請により福井県知事から「職業訓練指導員免許証」が交付されます。

【実施日程】

(令和5年)

2月 1日(水)、2月 2日(木)、2月 3日(金)

2月 7日(火)、2月 9日(木)、2月10日(金)

(全日程 8:30 ~ 17:15)

【定員】

10名

※ 受講人員が少数の場合には、中止することがあります。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止することがあります。

【会場】

福井県立福井産業技術専門学院
(福井市林藤島町 20-1-3)

【主催】

福井県職業能力開発協会

〒910-0003

福井市松本3丁目16-10 (福井県職員会館ビル内)

TEL:(0776)27-6360 FAX:(0776)27-2060

【受講資格】

番号	受講資格	実務年数	提出書類
1	一級または単一等級の技能検定合格者（電子回路接続・バルコニー施工を除く）	0	① ③
2	学校教育法による大学卒業生（免許職種に係る学科を修了した者）	2	① ② ④ ⑦
3	学校教育法による短期大学または高等専門学校卒業生（免許職種に係る学科を修了した者）	4	① ② ④ ⑦
4	高度職業訓練の応用課程において技能照査に合格した者	1	① ② ⑥
5	高度職業訓練の専門課程において技能照査に合格した者	3	① ② ⑥
6	高度職業訓練の専門課程を修了した者	4	① ② ⑤
7	普通職業訓練の普通課程において技能照査に合格した者	6	① ② ⑥
8	普通職業訓練の普通課程を修了した者	7	① ② ⑤
9	普通職業訓練の短期課程（旧法の職業転換課程の能力再開発訓練を含む）（700時間以上）を修了した者	10	① ② ⑤
10	専修訓練課程の養成訓練を修了した者	10	① ② ⑤
11	外国の大学卒業生（免許職種に係る学科を修了した者）	2	① ② ④
12	旧法の認定職業訓練（3年）または改定前の労働基準法による技能者養成を修了した者	7	① ② ⑤
13	学校教育法による高等学校卒業生（免許職種に係る学科を修了した者）	7	① ② ④ ⑦
14	旧法の職業訓練（2年 3600時間）または旧法の認定職業訓練（2年）を修了した者	8	① ② ⑤
15	旧法の職業訓練（1年 1800時間）または公共職業補導所（1年 1824時間）を修了した者	10	① ② ⑤
16	旧法の施行前の失業保険法の職業訓練（1年 1824時間）を修了した者	10	① ② ⑤
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0	① ②
18	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3	① ② ⑥
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者	4	① ② ⑤
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6	① ② ⑥
21	旧法の高等訓練課程の養成訓練を修了した者	7	① ② ⑤
22	旧法の専修訓練課程の養成訓練を修了した者	10	① ② ⑤

※ 上記訓練課程および学校の課程は、免許職種に関する訓練科・学科に限る。
 ※ 上記実務年数は、指導員の免許科目に関する実務年数に限る。
 ※ 「旧法」・・廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）
 ※ 「旧訓練規則」・・昭和53年に改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令24号）

【講習科目】

講習は、次に掲げる科目および内容について、講義、討論および演習の方式で行います。

講習科目	時間数	科目の内容
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
教科指導法	16	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用、訓練評価等
労働安全衛生	3	安全管理、安全の確保、衛生管理、衛生と作業環境等
訓練生の心理	7	訓練生の選抜、訓練生の特質の理解、技能の習得等
生活指導	6	生活指導の分野、生活指導の方法等
関係法規	4	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等
事例研究	6	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
確認テスト	2	
計	48	

※ この講習は補講を認めないので、受講に当たっては、欠席、遅刻および早退のないようあらかじめ業務上の段取り等の手配をお願いします。
 ※ 各科目の日程は、講師の都合によりこの6日間の中で前後する場合があります。

【申込み方法】

(1) 提出書類

左表の【受講資格】の各該当欄の提出書類を提出してください。
 数字はそれぞれ次の書類を表します。

- ① 職業訓練指導員講習受講申請書（写真貼付 3.5×4.0cm）
- ② 履歴書（1通）、実務年数証明書（勤務先が2社以上の場合に必要）（1通）
- ③ 技能検定（一級または単一等級）の合格証書（正本または証明できる書面）（原本を提出された場合は協会で作成したものを返却します。）
- ④ 卒業証書（正本または証明できる書面）（1通）および履修証明書（履修した科目内容がわかる書面）（正本）（1通）
- ⑤ 修了証書（正本または証明できる書面）（1通）
- ⑥ 技能照査合格証書（正本または証明できる書面）（1通）
- ⑦ 科目対応証明書（1通）

※ 履歴書の実務年数証明欄には、所属の事業所長または団体の証明を受けてください。
 ※ 学歴、訓練歴、職歴等は受講資格の判断資料となるので、事実と相違することのないように正確に記入してください。
 なお、提出書類に不備がある場合は受け付けません。
 ※ 記入事項に不正があることが判明したときは、免許を取り消されることがあります。

(2) 受講料（テキスト代および消費税を含む。）

14,000円（会員）
 15,000円（非会員）

（振込銀行口座）	
銀行名および支店名	福井銀行 県庁支店
預金種別および口座番号	普通預金 0001064
口座名義	福井県職業能力開発協会

※ 受講料を振り込む場合は、事前に申請書類の審査を受けてからお振り込みください。

(3) 申込期限

- (ア) **令和5年1月23日（月）**までに所属組合または当協会へ提出してください。
- (イ) 提出された書類で受講資格を審査し、適格者には受講票を送付します。（受講資格のない方には別途ご連絡いたします。）
- (ウ) 申請書を受理したあとは、いかなる理由でも受講料はお返しできません。

(4) 申込みおよび問い合わせ

提出書類に受講料を添えて当協会へ申込みしてください。

福井県職業能力開発協会 事業課 〒910-0003 福井市松本3丁目16-10（福井県職員会館内4F） TEL:0776-27-6360 FAX:0776-27-2060

【修了証書】

- (1) 全ての科目を履修し、所定の講習を良好な成績で修了した方には「職業訓練指導員の講習修了証書」を交付します。
- (2) 当講習の受講資格があっても次のいずれかに該当する方には職業訓練指導員免許が交付されません。
 - ・ 成年被後見人または被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられた者
 - ・ 職業訓練指導員免許の取り消しを受け、その日から2年を経過しない者

【その他】

昼食は会場周辺の食堂をご利用いただくか、弁当を持参してください。（ゴミは各自持ち帰ってください。）